

東芝松下ディスプレイテクノロジーグループ行動基準（抜粋）

目 次

はじめに

第1章 事業活動に関する行動基準

1. お客様の尊重
2. 生産・技術活動および品質活動
3. 営業活動
4. 調達活動
5. 環境活動
6. 輸出管理
7. 独占禁止法等の遵守
8. 官公庁との取引
9. 不適正な支出の禁止
10. 技術者倫理の遵守
11. 知的財産権の尊重
12. 適正な会計
13. 広報活動
14. 広告活動

第2章 会社と個人との関係に関する行動基準

15. 人間の尊重
16. 会社情報・会社財産の保護

第3章 会社と社会との関係に関する行動基準

17. 社会とのかかわり
18. 政治寄付等

適用範囲・推進体制等

はじめに

東芝松下ディスプレイテクノロジー（以下、「TMD」といいます。）グループは、生命・安全とコンプライアンス（法令、社会規範、倫理の遵守）を最優先し、環境、人権、地域社会との調和等を重視した地球内企業として、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うことを基本方針としています。

「東芝松下ディスプレイテクノロジーグループ行動基準」（以下、「本基準」といいます。）は、これらの基本方針、経営理念、経営ビジョンを具現化するための行動指針として定めたものであり、TMDグループの役員・従業員の一人ひとりが、本基準に則り行動することにより、企業の社会的責任を果たし、持続可能な社会の形成に貢献していきます。

第1章 事業活動に関する行動基準

1. お客様の尊重

* TMDグループの基本方針

法令および契約を遵守するとともに、お客様の声をすべての発想の原点とし、お客様に満足いただける商品、システム、サービス（以下、「商品等」といいます。）を提供します。

2. 生産・技術活動および品質活動

* TMDグループの基本方針

- (1) 生産・技術活動、品質活動に関する法令および契約を遵守します。
- (2) 不断の技術革新を図り、お客様のニーズに基づいた安全で優れた商品等を最新、最良の技術により提供します。

3. 営業活動

* TMDグループの基本方針

- (1) 法令を遵守し、公正な営業活動を行うとともに、お客様のニーズに基づいた優れた商品等を提供します。
 - (2) 情報の財産価値を認識し、営業活動で得られた第三者に関する情報（他社の営業秘密（注1）、個人情報等を含みます。）の保護に努めます。
- （注1）営業秘密：トレードシークレット、ノウハウ等、秘密として管理されている事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいいます。

4. 調達活動

* TMDグループの基本方針

- (1) 法令等を遵守するとともに、環境に十分配慮します。
- (2) 調達取引先（候補を含み、以下同じとします。）に対して公平な取引の機会を提供します。
- (3) 調達取引先と、相互理解と信頼関係に基づく、より良いパートナーシップの構築に努めます。

5. 環境活動

* TMDグループの基本方針

- (1) “かけがえのない地球”を健全な状態で次世代に引き継いでいくための環境づくりに積極的に貢献します。

- (2) 環境に関する国際規格、法令、協定、指針、自主基準等を遵守します。
- (3) 優れた環境調和型の商品の開発・提供を通じて社会に貢献します。
- (4) 事業活動における環境への負荷の低減に積極的に取り組みます。

6 . 輸出管理

* TMDグループの基本方針

- (1) 国際的な平和と安全の維持を阻害するおそれのある取引に関与しません。
- (2) 事業活動を行う国や地域の輸出管理に関する法令、および米国原産品・技術の取引を行う場合は米国の輸出管理に関する法令を遵守します。
- (3) 前記の法令を遵守するため、輸出管理に関するコンプライアンスプログラム(以下、「輸出管理プログラム」といいます。)を策定し、実施します。

7 . 独占禁止法等の遵守

* TMDグループの基本方針

- (1) 独占禁止法その他の公正競争を維持するための法令等(以下、「独占禁止法等」といいます。)を遵守します。
- (2) 独占禁止法等に関するコンプライアンスプログラム、官公庁向け営業に係る行動基準等を策定し、適正に運用します。

8 . 官公庁との取引

* TMDグループの基本方針

官公庁との取引にあたっては、法令、契約、官公庁向け営業に係る行動基準等を遵守します。

9 . 不適正な支出の禁止

* TMDグループの基本方針

法令および健全な商慣行に反した不適正な支出を行いません。

1 0 . 技術者倫理の遵守

* TMDグループの基本方針

- (1) 高い倫理観をもって技術活動に取り組みます。
- (2) 関係する法令および契約を遵守します。

1 1 . 知的財産権の尊重

* TMDグループの基本方針

- (1) 特許法、著作権法その他知的財産権(注1)に関する法令を遵守します。
 - (2) 会社の知的活動の成果を知的財産権によって保護し、これを積極的に活用するとともに、第三者の正当な知的財産権を尊重します。
- (注1) 知的財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、営業秘密等をいいます。

1 2 . 適正な会計

* TMDグループの基本方針

会計に関する法令・基準を遵守し、適正に会計処理と会計報告を行います。

1.3. 広報活動

* TMDグループの基本方針

- (1) お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報(注)を、適時かつ適切に開示します。
- (2) 社内に対して経営方針等を正しく伝え、情報共有化を促進するとともに、モラル向上および一体感の醸成を図ります。

(注)「企業情報」には、本基準で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報(以下、「リスク・コンプライアンス情報」といいます。)等も含まれます。

1.4. 広告活動

* TMDグループの基本方針

- (1) 広告活動を行うことによって、会社の知名度・イメージの向上を図ります。
- (2) グローバルなイメージと、それぞれの国や地域における良き企業市民としてのイメージの確立を図ります。

第2章 会社と個人に関する行動基準

1.5. 人間の尊重

* TMDグループの基本方針

- (1) 人間尊重の立場に立って、個人の多様な価値観を認め、人格と個性を尊重します。
- (2) 法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し、差別的取扱い等を行いません。また、児童労働、強制労働を認めません。
- (3) 差別的取扱い等、基本的人権を侵害する行為があった場合には、適切な措置を講じます。
- (4) 創造的、効率的に業務を遂行できる環境を整え、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を支援します。
- (5) 安全で快適な職場環境を実現するよう努めます。

1.6. 会社情報・会社財産の保護

* TMDグループの基本方針

- (1) 会社情報(注)・会社財産(ブランドその他の無形の財産も含み、以下同じとします。)を適切に管理します。
- (2) 情報の財産価値を認識し、会社情報を秘密として管理します。また、その不適正な開示、漏洩、不当利用の防止および保護に努めます。
- (3) 個人情報を適切に保護します。

(注)会社情報：業務遂行過程において取り扱うすべての情報(第三者に係るものを含み、以下同じとします。)をいいます。ただし、社外に広く公開された情報は除きます。

第3章 会社と社会との関係に関する行動基準

1.7. 社会とのかかわり

* TMDグループの基本方針

- (1) 地域社会との連帯と協調を図り、その一員として責任を果たします。
- (2) 役員・従業員のボランティア活動等を支援するとともに、公民権の行使について最大限配慮します。
- (3) 社会への貢献度、目的、公共性等を勘案し、事業活動を行っている国や地域で適時かつ適正な寄

付を行います。

(4) 社会とのあらゆるかかわりにおいて、ブランドイメージの向上に努めます。

18. 政治寄付等

* TMDグループの基本方針

政治家または政治団体に対し、不適正な利益・便宜を供与しません。

適用範囲・推進体制等

1. 適用範囲

- (1) 本基準は、TMDグループ各会社が取締役会で承認すること等により、各会社の役員・従業員（顧問・嘱託従業員等を含みます。）に適用されます。
- (2) TMDグループ各会社は、国や地域の法令、商慣行、労働慣行、価値観等や、自社の業態、取引形態、商品・サービスの内容等に応じて、本基準の内容の一部を変更することはできますが、本基準に反する内容を定めることはできません。

2. 推進体制

- (1) TMDグループ各会社は、本基準の実施について責任を負う「実施統括責任者」を任命します。
- (2) 実施統括責任者は、本基準の各項目を推進するため、必要に応じて「実施責任者」を指名します。
- (3) TMDグループ各会社のスタッフ部門等は、プログラム、規程等を制定するとともに、必要に応じて、実施細則の制定への支援、教育への協力等により、実施責任者や所管する関係会社等を支援します。
- (4) TMDグループの海外子会社は、本基準の実施につき、東芝の海外総代表の指導、援助、協力を得ることとします。
- (5) 本基準の管理およびTMDグループ各会社の本基準の採択・実施の推進・支援のための事務局は総務部とします。

3. 内部通報制度と通報者保護

- (1) TMDグループ各会社は、リスク・コンプライアンス情報（注）に接した役員・従業員が、その情報を実施統括責任者、リスク・コンプライアンス担当部門等に直接提供することができる内部通報制度を構築します。
- (2) TMDグループ各会社の役員・従業員は、リスク・コンプライアンス情報に接した場合、直ちに上長に報告、または前号の内部通報制度に則り情報提供を行うものとします。
- (3) 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った、実施統括責任者、リスク・コンプライアンス担当部門または上長は、迅速、適切に対応します。
- (4) 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いをしません。

4. 懲戒処分等

本基準が禁止している行為を行った場合、TMDグループ各会社の就業規則等の定めるところにより、解雇を含む懲戒処分等の対象となります。

（注）本基準で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報をいいます。

以上